受 個 人 質 問 第 号

 付 令和 年 月 日 時 分

一般質問<個人>発言通告書

令和2年11月17日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
	国民健康保険税の負担軽減について	
1	平成30年度第3回国民健康保険運営協議会において、市からは、2022年度までの4年間で段階的に保険税を引き上げる。税率改定にあたり、被保険者数の所得水準などを反映して見直す。国保加入者は所得水準の低い人が多く、国や県からの公費も削られてきたため国保の財源は十分にあるわけではない。所得の少ない世帯を含むすべての人に負担できる水準なのか、毎年調査をして、払えない場合はどのように手当てしていくのか、限られた財源の中で施策をしていく必要があると考えるなどと説明されている。委員から「高齢化の中で所得の少ない人は、保険税を払っていくのが大変だ。このまま保険税が上がっていったら心配になる」「子育てしやすい市にするために、もっと支援をしたらどうか」との意見が出されている。毎年引きあがる保険税は市民の生活を圧迫しており、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、事業主対策が求められている。 (1) 次年度以降の保険税の引上げを行わず払える保険税にするために、一般会計からの法定外繰入金を増やすべきではないか。 (2) 18歳までの子どもは子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面一般会計による減免制度を実施すべきではないか。	

る傷病手当金の対象に事業主を加え、新型コロナウイルス感 染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象とすべきでは ないか。

介護保険について

介護保険制度は、制度創設以来19年経過し、65歳以上 被保険者数が1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数 は3.3倍に増加し、高齢者の介護になくてはならないもの として定着発展しているが、介護保険料を滞納して、預貯金 や不動産といった資産の差押え処分を受けた65歳以上の 高齢者が全国的に増えている。

今年6月の社会福祉法等の改正案には介護保険法の改正 も含まれ、介護保険においても高齢者だけでなく障害者や子 ども、生活困窮者支援への施策を視野に入れて、有機的な連 携を図ることが努力義務化されている。その中で、要支援者 等に限定されている介護予防・日常生活総合事業(介護予 防・生活支援サービス事業)の対象者について、要介護認定 を受けた場合も介護保険の給付が受けられることを前提と しつつ地域とのつながりを継続する観点から、弾力化を行 う。令和3年度からは要支援者等に加えて、市町村の判断に より、要介護者についても総合事業の対象とすることを可能 にするとしている。

- (1) 介護保険料を引き下げることはできないか。また、第1 段階・第2段階について、免除することはできないか。
- (2) 令和元年度末介護給付費準備基金3億5,658万5,354 円を介護保険料の引下げに使わないか。
- (3) 総合事業の現行相当サービスが必要な人の利用継続と、 要介護者の介護保険サービス利用はその人にとって必要 不可欠なサービスであり、継続が必然と考えるがどうか。

N-バスについて

第6次長久手市総合計画基本目標6の中で「外出しやすい 環境の整備、高齢者等の交通弱者に対応した公共交通サービ スの提供や、公共交通ネットワークの構築、コミュニティバ スの効率的な運行により、公共交通の利便性の向上に取り組 みます」とある。

車がない、近くに援助者がいない、運転免許証を返納した 高齢者にとって、N-バスは生活を支える足である。特に交 通不便地に住む交通弱者にとって、基本的な生命の維持、安 心を補完する生活基盤であり、生活の質の向上、健康管理に

大いに寄与するものと期待する。

- (1) 車がない、近くに援助者がいない、運転免許証を返納した高齢者が、病院や買い物に行くのに便利なようにできないか。
- (2) 停留所を増やして欲しいという市民からの声があるが、どのように考えるか。